

事 務 連 絡
令和6年4月12日

高等部を置く在外教育施設設置者の長 殿

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局
参事官（高等学校担当）付高校修学支援室

令和6年度高等学校等修学支援事業費補助金（在外教育施設
高等部の生徒への支援）受給資格認定等について

標記のことについて、「高等学校等修学支援事業費補助金（在外教育施設高等部の生徒への支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定、令和2年4月1日一部改正）（以下「交付要綱」という。）」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（在外教育施設高等部の生徒への支援）の取扱いについて（令和6年4月1日付け5文科初第2373号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「通知」という。）」の定めに基づき本事業を実施します。

については、支給対象となる生徒に周知いただき、下記の提出書類について作成及び取りまとめの上、所定の期日までに御提出いただきますよう、御協力の程よろしく申し上げます。

記

1. 提出書類について

【生徒が提出する書類】

① 受給資格認定申請書

※新規で申請する場合（平成26年4月以降の入学者対象）

② 収入状況届出書

※令和5年度に本補助金の支給を受けており、令和6年度も継続して支給を希望する場合

③ 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）

※①を提出の場合、（別紙1）2.（1）、（2）を参照のこと。

※②を提出の場合、（別紙2）2.（1）、（2）を参照のこと。

④ 日本国旅券（パスポート）又は戸籍謄本等の写し

【施設が提出する書類】

① 受給資格認定申請者一覧

② 収入状況届出者一覧

2. 提出方法等について

【提出期限】

① 電子データ：令和6年5月31日（金）

※災害や感染症の影響等により生徒・保護者からの申請が遅れる場合や、学校から文部科学省への提出が遅れる場合は、引き続き、締め切りや提出方法等について柔軟に対応することとします。詳細は別紙をご確認願います。

※災害や感染症の影響等により、郵送が困難な場合も想定されることから、紙媒体（原本）の提出を省略することを可能としますので、必要書類はすべて電子データにてご提出いただくようお願いいたします。

※対象者がいない場合も、その旨メールにて御一報ください。

② メール送信時の件名

「【在外教育施設名】在外教育施設高等部支援補助金 受給資格認定申請等について」

担 当： 文部科学省 初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
高校修学支援室 高校奨学金係
瀬川・小関・檀上

T E L： 03-6734-3170

E-mail： shuugaku@mext.go.jp

(別紙1)

受給資格認定申請書提出時の注意事項

- 受給資格認定を受けた生徒は、翌年度以降、原則、3年間の在学期間中に年1回(学年の始まる時期)、文部科学省へ収入状況届出書(通知の2.(7))を御提出頂きます。
なお、令和6年度の新入生のうち4月に受給資格認定申請を行い、不認定となった者や、令和6年度に申請を行わなかった者は、翌年4月頃に、令和6年度の課税証明書等(通知の2.(6)により、過去5年度前までの課税証明書等を含む。)を用いて、受給資格認定の申請手続きを行うことができます。
また、年度途中であっても転入学等に伴い、新たに在学した生徒は、受給資格認定申請を行うことが可能となりますので、該当者から申し出があった場合は、文部科学省へ御一報願います。
- 交付要綱第3条第5項により、年度途中で災害等により年収350万円程度未満に減少した生徒については、通知の2.(10)の家計急変世帯への支援により、補助金の支給が可能となりますので、該当者から申し出があった場合は、文部科学省へ御一報願います。
- **災害や感染症の影響等により生徒・保護者からの申請が遅れる場合や、学校から文部科学省への提出が遅れる場合は、引き続き、締め切りや提出方法等について柔軟に対応することとします。詳細は以下を御確認願います。**
- 以下の事項は、受給資格認定申請書の提出にあたって、書類の不備等が多いと考えられる事項ですので十分御注意ください。
 - 1. 受給資格認定申請書
 - (1) 添付した様式を使用してください。ただし、既に生徒からの申請書を受理(学校受付)している場合は旧様式の申請書でも差し支えありません。
 - (2) 手書きで作成する際には、ボールペン等で記入してください(鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペンは不可)。
 - (3) 申請書の提出にあたっては、電子データにて提出してください。なお、災害や感染症の影響等により、郵送が困難な場合も想定されることから、紙媒体(原本)の提出は省略することも可能とします。その場合、必要書類はすべて電子データにてご提出いただくようお願いいたします。
 - (4) **新入生の申請日は、入学日(学校長が入学を許可した日)以降の日付となります。**
(4月申請の場合の日付は、入学日以降～4月30日までの間となります。)
なお、災害や感染症の影響等により申請が遅れる場合には、申請日が5月1日以降であっても、当該申請が4月になされたものとして取り扱うこととします。
 - (5) 4月申請の場合、高等学校等における在学期間は、「令和6年4月1日～」と記載してください。
 - (6) 学校受付日は、申請日以降の日付となります。原則、提出書類がそろった日としてください(ただし、日付は4月30日までとなります。)。なお、学校締め切り後、取りまとめの際に不備に気付いて添付書類の再提出を依頼した場合は、当初記載の受付日のままで差し支えありません。

※学校受付日が受給資格認定申請書の提出のあった日となりますので、例えば、日付が4月であれば4月から支給の対象となり、5月であれば5月から支給の対象となりますのでご注意ください。

なお、災害や感染症の影響等により生徒・保護者からの申請が遅れたものについては、4月に受付をしたものとして取り扱うこととしてください。

また、同様の理由により提出書類がそろわない場合は、文部科学省まで御相談ください。

- (7) 生徒の生年月日、本籍地、現住所等の記入漏れがないようにしてください。なお、日本国籍を有していることの証明として、日本国旅券（パスポート）又は戸籍謄本等の写しを提出してください。
- (8) 受給資格認定申請書の2.（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、DV、児童虐待等の物理的に接触できない場合に限定されます。「別居していて課税証明書を頼みづらい」「頼んだが送ってくれない」「離婚調停中である」「金銭的な支援を受けていない」等は該当要件とはなりませんので御注意ください。例えば、両親が離婚していない（両親ともに親権者である）が別居していて、生徒が母親と同居している場合は、両親の課税証明書が必要ですが、このような場合に「保護者は母親のみ」として母親の課税証明書のみを添付するといった誤った事例もありますので、御注意ください。やむを得ない理由の判断がつかない場合は文部科学省に御相談ください。
- (9) 両親のいずれかの失踪により課税証明書の提出ができないという申し出があった場合は、当該親権者の住所の異動がないか確認してください。異動がない場合は代理人により申請できますので課税証明書の提出をお願いします。

2. 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認ができる書類（課税証明書等）

- (1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認ができる書類は下記の通りとなります。

書類	注意事項
課税証明書	発行日は学校受付日の3か月前の日付以降が望ましいです。
生活保護受給証明書	
納税通知書	① 発行日・発行者・印が確認できるようにしてください。 ② 課税額が複数の徴収に分かれている場合や税の修正申告を行った場合は、課税証明書を提出してください。
特別徴収税額決定・変更通知書	

- (2) 原則、令和5年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認ができる書類（前年の収入）を提出してください。ただし、令和5年度の証明書類が提出できないときは、一律分（9,900円）の支給に限って、平成31（令和元）、令和2、3、4年度のうち、取得可能な直近の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が分かる書類の提出を認めています。この場合、当該課税額等が直近のものであることを証明するため赴任日や渡航日を証明できるものを併せて御提出ください。**その際、日本語でない場合は、必ず和訳をつけてください。**また、未申告の場合は審査ができませんので、申告するよう保護者等にあらかじめ周知をお願いします。
- (3) 親権者全員の課税証明書等を提出してください。なお、親権者のうち片方の収入がないか少額であり、もう一方の親権者（配偶者）の課税証明書等にて「配偶者控除」（「配偶者特別控除」ではないので注意）の確認ができれば、課税証明書等の提出は不要です。
- (4) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が、「***」「——」「課税台帳に記載なし」等の表記で、「非課税」の記載もない場合は、所得割額が確認できませんので、再度、課

税証明書等の取得を依頼してください。(3)の控除対象配偶者である親権者を除く)

- (5) 市町村によっては、課税額を100円未満の単位まで記載している場合がありますが、実際の課税額の算定においては100円未満を切り捨てることとなっていますので、所得割額の確認の際は御注意ください。
- (6) 被災や住宅ローン減税等による減免額も所得割額の算出に含め、実際に課税されている額で判断してください。

3. その他

- (1) 課税証明書、戸籍謄本等の地方公共団体等が発行する確認書類については、学校への提出日から起算して3か月前の日付以降のものが望ましいです。
- (2) やむを得ない理由により課税証明書を文部科学省の締切日までに提出できない場合は、その旨の書面を学校担当者名により作成の上、受給資格認定申請書に添付してください。
(取りまとめ時に再提出依頼をした場合も含む)

以上

(別紙 2)

収入状況届出書提出時の注意事項

○ **災害や感染症の影響等により生徒・保護者からの届出が遅れる場合や、学校から文部科学省への提出が遅れる場合は、引き続き、締め切りや提出方法等について柔軟に対応することとします。詳細は以下を御確認願います。**

○ 以下の事項は、収入状況届出書の提出にあたって、書類の不備等が多いと考えられる事項ですので十分御注意ください。

1. 収入状況届出書

- (1) 添付した様式を使用してください。ただし、既に生徒からの届出書を受理（学校受付）している場合は旧様式の届出書でも差し支えありません。
- (2) 手書きで作成する際には、ボールペン等で記入してください（鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペンは不可）。
- (3) 届出書の提出にあたっては、電子データにて提出してください。なお、災害や感染症の影響等により、郵送が困難な場合も想定されることから、紙媒体（原本）の提出は省略することも可能とします。その場合、必要書類はすべて電子データにてご提出いただくようお願いいたします。

(4) 届出日は、年度初めの月としてください。

（4月から新年度が始まる場合の日付は、4月1日～4月30日までの間となります。）

なお、災害や感染症の影響等により届出が遅れる場合には、届出日が5月1日以降であっても、当該届出が4月になされたものとして取り扱うこととします。

- (5) 学校受付日は、届出日以降の日付となります。原則、提出書類がそろった日としてください（ただし、日付は4月30日までとなります。）。なお、学校締め切り後、取りまとめの際に不備に気付いて添付書類の再提出を依頼した場合は、当初記載の受付日のままで差し支えありません。

※学校受付日が収入状況届出書の提出のあった日となりますので、例えば、日付が4月であれば4月から支給の対象となり、5月であれば5月から支給の対象となりますのでご注意ください。

なお、災害や感染症の影響等により生徒・保護者からの届出が遅れたものについては、4月に受付をしたものとして取り扱うこととしてください。

また、同様の理由により提出書類がそろわない場合は、文部科学省まで御相談ください。

- (6) 生徒の生年月日、本籍地、現住所等の記入漏れがないようにしてください。なお、日本国籍を有していることの証明として、日本国旅券（パスポート）又は戸籍謄本等の写しを提出してください。
- (7) 収入状況届出書の2.（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、DV、児童虐待等の物理的に接触できない場合に限定されます。「別居していて課税証明書を頼みづらい」「頼んだが送ってくれない」「離婚調停中である」「金銭的な支援を受けていない」等は該当要件とはなりませんので御注意ください。例えば、両親が離婚していない（両親ともに親権者である）が別居していて、生徒が母親と同居している場合は、両親の課税証明書が必要ですが、このような場合に「保護者は母親のみ」として母親の課税証明書のみを添付するといった誤った事例もあります

ので、御注意ください。やむを得ない理由の判断がつかない場合は文部科学省に御相談ください。

- (8) 両親のいずれかの失踪により課税証明書の提出ができないという申し出があった場合は、当該親権者の住所の異動がないか確認してください。異動がない場合は代理人により申請できますので課税証明書の提出をお願いします。

2. 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認ができる書類（課税証明書等）

- (1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認ができる書類は下記の通りとなります。

書類	注意事項
課税証明書	発行日は学校受付日の3か月前の日付以降が望ましいです。
生活保護受給証明書	
納税通知書	① 発行日・発行者・印が確認できるようにしてください。 ② 課税額が複数の徴収に分かれている場合や税の修正申告を行った場合は、課税証明書を提出してください。
特別徴収税額決定・変更通知書	

- (2) 原則、令和5年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認ができる書類（前年の収入）を提出してください。ただし、令和5年度の証明書類が提出できないときは、一律分（9,900円）の支給に限って、平成31（令和元）、令和2、3、4年度のうち、取得可能な直近の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が分かる書類の提出を認めています。この場合、当該課税額等が直近のものであることを証明するため赴任日や渡航日を証明できるものを併せて御提出ください。**その際、日本語でない場合は、必ず和訳をつけてください。**また、未申告の場合は審査ができませんので、申告するよう保護者等にあらかじめ周知をお願いします。
- (3) 親権者全員の課税証明書等を提出してください。なお、親権者のうち片方の収入がないか少額であり、もう一方の親権者（配偶者）の課税証明書等にて「配偶者控除」（「配偶者特別控除」ではないので注意）の確認ができれば、課税証明書等の提出は不要です。
- (4) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が、「***」「——」「課税台帳に記載なし」等の表記で、「非課税」の記載もない場合は、所得割額が確認できませんので、再度、課税証明書等の取得を依頼してください。（(3)の控除対象配偶者である親権者を除く）
- (5) 市町村によっては、課税額を100円未満の単位まで記載している場合がありますが、実際の課税額の算定においては100円未満を切り捨てることとなっていますので、所得割額の確認の際は御注意ください。
- (6) 被災や住宅ローン減税等による減免額も所得割額の算出に含め、実際に課税されている額で判断してください。

3. その他

- (1) 課税証明書、戸籍謄本等の地方公共団体等が発行する確認書類については、学校への提出日から起算して3か月前の日付以降のものが望ましいです。
- (2) やむを得ない理由により課税証明書を文部科学省の締切日までに提出できない場合は、その旨の書面を学校担当者名により作成の上、収入状況届出書に添付してください。（取りまとめ時に再提出依頼をした場合も含む）

以上